

上越市少額工事等契約希望者登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この制度は、本市が発注する少額の工事及び修繕（以下「少額工事等」という。）に係る請負を希望する人及び団体（以下「契約希望者」という。）を登録し、当該登録を受けた人及び団体を積極的に活用することにより、市内の業者の受注機会の拡大を図り、もって本市の経済の活性化に寄与することを目的とする。

(対象となる少額工事等)

第2条 この制度の対象となる請負は、上越市財務規則（昭和46年上越市規則第35号）第135条第3項の規定に基づく随意による少額工事等の請負のうち1件の予定価格が130万円以下の請負であって、その内容が軽易であり、かつ、履行の確保が容易であるものとする。

(登録できる人及び団体)

第3条 契約希望者として登録できる人及び団体は、市内に居住する人、市内に主たる事業所を有する法人又は市内に居住する人が代表者である団体のうち、次の各号のいずれにも該当しない人及び団体とする。

- (1) 成年被後見人、被保佐人又は被補助人
- (2) 上越市建設工事入札参加資格審査規程（平成元年上越市告示第7号）第5条に規定する入札参加資格者名簿に登録されている人及び法人（以下「入札参加資格者」という。）
- (3) 登録をしようとする業種の少額工事等を履行するために必要な資格又は免許を有しない人及び団体
- (4) 前3号に掲げる人及び団体のほか、本市の契約の相手方として不適当と認められる人及び団体

(登録申請)

第4条 契約希望者としての登録（以下「登録」という。）をしようとする人及び団体は、上越市少額工事等契約希望者登録申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 納税証明書その他の本市の市税の納税状況が確認できる書類の写し
- (2) 登録をしようとする団体が法人の場合は、登記事項証明書その他の法人の代表者氏名及び所在地が確認できる書類の写し
- (3) 登録をしようとする人又は法人以外の団体の場合は、個人（団体にあつては、その代表者）の運転免許証、個人番号カードその他の氏名及び住所が確認できる書類の写し
- (4) 登録をしようとする業種の修繕を履行するために必要な資格又は免許を証明する書類

の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(登録申請の受付)

第5条 登録の申請の受付は、随時行うこととする。

(登録名簿の登載等)

第6条 市長は、第4条第1項の申請書の提出があったときは、これを審査し、適格と認めるときは少額工事等契約希望者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登載し、不適格と認めるときはその旨を申請者に通知するものとする。

2 登録名簿は、関係課等に配布するほか、契約検査課において閲覧に供するものとする。

(現況調査)

第7条 市長は、平成24年及びこれを初年とする2年目ごとに現況調査を行うものとする。

(登録事項の変更等)

第8条 登録名簿に登載された人及び団体（以下「登録者」という。）は、登録した事項に変更があったとき、事業を廃止したとき又は登録を辞退しようとするときは、遅滞なく上
越市少額工事等契約希望者登録廃止届（第2号様式）を市長に提出しなければならない。
変更
辞退

(登録の取消し)

第9条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 第3条各号のいずれかに該当することとなった場合

(2) 倒産し、又は破産した場合

(3) 受注に関し不正又は不誠実な行為があった場合

(4) 第7条の規定による現況調査において、登録名簿の登載希望がなかった場合

(事業者の選定)

第10条 少額工事等の契約に係る業者の選定は、原則として登録名簿により行うものとする。ただし、登録名簿に施工可能業者がない場合は、入札参加資格者から選定できるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成15年8月1日から実施する。

(経過措置)

2 第5条及び第7条の規定にかかわらず、平成15年度における定期申請の申請期間は、平成15年8月4日から同月20日までとし、当該申請により登録名簿に登録された人及び団体の登録の有効期間は、同年9月1日から平成17年3月31日までとする。

3 第5条の規定にかかわらず、平成15年度における追加申請の申請期間は、平成15年8月21日から平成16年3月31日までとし、当該期間内の申請にあつては、第4条第1項の申請書の提出があつた日の翌日から起算して7日以内（上越市の休日を定める条例（平成元年上越市条例第29号）第2条第1項に規定する市の休日を除く。）に第6条第1項に規定する手続を終えるものとする。

4 第7条の規定にかかわらず、前項に規定する追加申請により登録名簿に登録された人及び団体の登録の有効期間は、登録名簿に登録された日から平成17年3月31日までとする。

（市町村合併に伴う特例）

5 平成17年1月1日前に旧安塚町、旧浦川原村、旧大島村、旧牧村、旧柿崎町、旧大潟町、旧頸城村、旧吉川町、旧中郷村、旧板倉町、旧清里村、旧三和村及び旧名立町（以下「旧町村」という。）の区域に居住していた人、主たる事業所を有していた法人又は居住していた人が代表者である団体で、旧町村の規程等に基づき入札参加資格者名簿に登録されていた人及び団体にあつては、同日から同年3月31日までの間、この要綱に基づき契約希望者として登録された人及び団体とみなす。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

（適用区分）

2 改正後の第2条及び別表の規定は、この要綱の実施の日以後の契約について適用し、同日前の契約については、なお従前の例による。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

（経過措置）

- 2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式及び第2号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式及び第2号様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成23年8月31日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式及び第2号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式及び第2号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第2号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第2号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成28年12月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和6年12月10日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第2号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第2号様式に相当する様式として使用することができる。

上越市少額工事等契約希望者登録申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

上越市が発注する少額工事等について、契約希望者としての登録を申請します。

住所（所在地）	〒 上越市		
フリガナ 商号又は名称		※申請・使用印	
フリガナ 氏名（代表者氏名）			
電話番号		FAX番号	

備考

- 1 申請・使用印は、今後、見積書、契約書、請求書等に使用することになるものです。
- 2 法人の場合は、代表者印を使用してください。
- 3 個人事業主の場合は、認印でも差し支えありませんが、ゴム等の変形しやすい材質のもの又は量販されて同様の印影があるようなものは避けてください。

◎希望業種（裏面の該当する箇所にも○印を付けてください。）

希望 順位	登録希望業種（裏面の「工事等の種類」のうちから希望する順に5業種まで選択してください。）	資格又は免許を有する場合は、その種類、名称等
1		
2		
3		
4		
5		

備考

- 1 「上越市少額工事等契約希望者登録申請の手引き」に記載の書類を添付してください。
- 2 希望業種の工事等の履行に際して、資格又は免許が必要な業種は、それらを受けている場合のみ登録できますので、その種類、名称等を記入し、そのことを証明する書類の写しを添付してください。
- 3 資格又は免許を必要としない業種であっても、持っている資格又は免許があれば、そのことを証明する書類の写しを添付してください。

(裏)

工事等の種類	主な工種（※表面に記載した登録希望業種の中で施工可能なものに○印を付けてください。）
土木一式工事	—
建築一式工事	—
大工工事	大工工事／型枠工事／造作工事
左官工事	左官工事／モルタル工事／モルタル防水工事／吹き付け工事／とぎ出し工事／洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	コンクリートブロック据付工事／工作物解体工事／くい工事／くい打ち工事／くい抜き工事／場所打ちぐい工事／掘削工事／盛土工事／コンクリート工事／コンクリート打設工事／プレストレストコンクリート工事
石工事	土工事／石積み（張り）工事／コンクリートブロック積み（張り）工事
屋根工事	屋根ふき工事
電気工事	引込線工事／構内電気設備工事／照明器具（蛍光灯、白熱灯、水銀灯、ハロゲン電灯、非常照明ネオン）／コンセント／キュービクル／受電盤／配電盤
管工事	冷暖房設備工事／空気調和設備工事／給排水・給湯設備工事／ ^{ちゅう} 厨房設備工事／衛生設備工事／浄化槽工事／水洗便所設備工事／ガス管配管工事／ダクト工事／管内更正工事／その他（ ）
タイル・レンガ・ブロック工事	コンクリートブロック積み（張り）工事／レンガ積み（張り）工事／タイル張り工事／石綿スレート張り工事
鋼構造物工事	鉄骨工事／鉄塔工事／屋外広告工事
鉄筋工事	鉄筋加工組立工事／ガス圧接工事
板金工事	板金加工取付工事／建築板金工事
ガラス工事	ガラス加工取付工事
塗装工事	塗装工事／溶射工事／ライニング工事／布張り仕上工事／鋼構造物塗装工事／路面表示工事
防水工事	アスファルト防水工事／モルタル防水工事／シーリング工事／塗膜防水工事／シート防水工事／注入防水工事
内装工事	インテリア工事／天井仕上工事／壁張り工事／内装間仕切り工事／床仕上工事／畳工事／家具工事／その他（ ）
機械器具設置工事	運搬機器設置工事／ ^{じん} 集塵機器設置工事／給排気機器設置工事／揚排水機器設置工事／遊技施設設置工事
電気通信工事	電気通信線路設備工事／電気通信機械設置工事／放送機械設置工事／データ通信設備工事／情報制御設備工事／テレビジョン電波障害防除設備工事
造園工事	植栽工事／地被工事／地ごしらえ工事
建具工事	サッシ取付け／金属製カーテンウォール取付け／シャッター取付け／木製建具取付け／ふすま取付け／その他（ ）
消防施設工事	屋内消火栓設置工事／スプリンクラー設置工事／屋外消火栓設置工事／火災報知設備工事／非常警報設備工事／漏電火災報知器設置工事／金属製避難はしご・救助袋・緩降機・避難橋・排煙設備の設置工事
その他工事	上記以外のもの（ ）

第2号様式（第8条関係）

変更
上越市少額工事等契約希望者登録廃止届
辞退

年 月 日

（宛先）上越市長

変更
廃止を届け出ます。
辞退

上越市の発注する少額工事等について、契約希望者としての登録の

住所（所在地）	〒 上越市		
フリガナ 商号又は名称			※使用印
フリガナ 氏名（代表者氏名）			
電話番号		FAX番号	

備考 使用印は、申請書に使用したものを押してください。

◎変更内容（登録の変更の場合のみ記入してください。）

番号	変更項目	変更前	変更後	変更年月日	備考
1					
2					
3					
4					
5					

確認書類

- 1 法人が本社所在地、代表者氏名等を変更した場合 登記事項証明書等法人の代表者氏名及び所在地の分かる書類の写し
- 2 個人事業主又は法人以外の団体の代表者が住所を変更した場合 運転免許証、個人番号カード等事業主又は代表者の住所の分かる書類の写し

登録番号 (契約検査課記載)